

フィリピン商標法について

2016/08/18
2017/11/13 改訂

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに

フィリピンは ASEAN に加盟する 10 か国中 2 位の人口（約 10400 万人：世界では 12 位）を誇り、ASEAN 加盟国の中では唯一のキリスト教国となっている。約 7000 の島から成る国であるが、総面積は約 299,404km² と日本より国土面積は小さい。

フィリピンにとって日本は重要な貿易相手国であり、輸出先として日本は米国や中国を差し置いて 1 位となっている。2008 年には日本・フィリピン間で経済連帯協定が締結され、2011 年には二国間関係を「戦略的パートナーシップ」に位置付けており、フィリピンの日本への期待度を伺うことが出来る。

尚、フィリピンは ASEAN 加盟国の中でも高い GDP 成長率を誇っており、海外、特に日本からの投資も盛んに行われていることから、これからの経済発展に期待が出来る。

商標法に関して、フィリピンは他 ASEAN 加盟国と比較しても早い時期から法制度が整備されており、マドプロにも加盟している。フィリピン国内の商標出願件数は年々増加しており、今後も増加する見通しであるが他の ASEAN 加盟国と同様、模造品被害が深刻な問題となっていることから商標登録の必要性が高まっている。

1. 登録できる商標について

(1) フィリピンにおける商標

「商品・役務を識別できる可視標識（visible sign）を指し、刻印または押印した商品の器を含む」と定義されている。

(2) 特殊な商標

- ・ 立体商標
- ・ 団体商標
- ・ 色の組み合わせ
- ・ ホログラム

※音、匂い、味、単色、動く商標は非保護対象……

以上

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)

東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)

TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)

TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。